

平成31年3月 5日開会
平成31年3月22日閉会

平成31年
第1回定例会会議録
(第4日目)

小豆島町議会

開議 午後0時57分

○議長（谷 康男君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日は3月6日に各常任委員会へ付託しました議案の各委員会審査報告、また追加議案として人事案件、条例改正、補正予算及び発議が提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月15日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後0時58分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。監査委員からの出納例月検査の結果報告書1件はお手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第3号、議案第13号及び議案第16号に対する総務建設常任委員会  
審査報告

○議長（谷 康男君） それでは、日程第1、議案第3号、議案第13号及び議案第16号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。中松委員長。

○総務建設常任委員長（中松和彦君） 平成31年3月22日。小豆島町議会議長谷康男殿。  
総務建設常任委員会委員長中松和彦。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月6日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成31年3月7日、8日、11日、12日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第3号小豆島町林業振興対策基金条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第13号新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第16号平成31年度小豆島町一般会計予算。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

総括意見。

委託料について、積算根拠を精査の上、執行するよう努められたい。

個別意見。

企画財政課。

映像作品発信記念事業について、目的に沿って住民目線に立った事業内容となるよう検討されたい。

オリーブバスの経営状況について、説明の場を設けるよう検討されたい。

住民課。

戦没者追悼式について、旧町ごとではなく全町で行えるよう、関係団体に対し積極的な働きかけに努められたい。

交通安全施設事業について、予算が交付金の減少に伴って減少しているが、住民の要望が多い事業であり、一定程度の予算を確保するよう検討されたい。

オリーブ課。

温浴施設の利用料について、利用者の公平性を考慮した料金体系になるよう検討されたい。

教育委員会。

教育施設の方向性について、早急に検討されたい。

社会教育課。

生涯学習のまちづくり補助金について、社会教育、社会体育の振興に重要な事業であるので、積極的な活用を促すよう努められたい。以上で報告を終わります。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

議案第3号、議案第13号及び議案第16号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第2号及び議案第17号から議案第22号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、議案第2号及び議案第17号から議案第22号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 平成31年3月22日。小豆島町議会議長谷康男殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月6日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成31年3月12日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第2号小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第17号平成31年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第18号平成31年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第19号平成31年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第20号平成31年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第21号平成31年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7) 議案第22号平成31年度小豆島町介護保険施設事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

議案第2号及び議案第17号から議案第22号に対して、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第2号から議案第3号、議案第13号及び議案第16号から議案第22号に対する討論及び採決

○議長（谷 康男君） それでは、日程第3、議案第2号から議案第3号、議案第13号及び議案第16号から議案第22号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第2号小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第3号小豆島町林業振興対策基金条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号小豆島町林業振興対策基金条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第13号新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第16号平成31年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第16号平成31年度小豆島町一般会計予算に反対の討論を行います。

歳出の中で、新たに出されております重度心身障害者医療費助成の拡充や小学校トイレ改修事業、また当初予算で増額された一般住宅リフォーム助成事業など、住民の願いに応えた予算は歓迎し認めるものです。

しかし、まず消費税増税を前提にした予算であるということが上げられます。アベノミクスのもとで、国民の消費不況は続き、貧困と格差が拡大しています。経済の6割を占める家計消費は落ち込み、働く人の実質賃金もマイナスという深刻な経済状況の中で増税すれば、国民生活は大きな打撃を受け、日本経済に破滅的な影響を与えることは明白です。大体、対策として持ち出した複数税率やキャッシュレス決済のポイント還元は、買うも

の、買う場所、買う方法によって消費税の税率が10%、8%、6%、5%、3%と5通りにもなり、消費者も業者も大混乱は必至です。一番の対策は消費税増税実施を取りやめることです。大もうけしている大企業や大資産家に適切な負担を求めるだけで、消費税に頼らなくても財源の確保は十分可能です。憲法や地方自治法では、国や自治体の責任は住民福祉の向上にあると明記しています。小豆島町としては、国の悪政に対して、その防波堤となることはもちろん、町独自でも最大限その責任と役割を果たさなければいけないと考えます。消費税増税には反対です。

次に、部落解放同盟への補助金などの同和事業予算が含まれていることです。同和対策特別措置法は2002年に終結しております。人を出身地や系譜、住んでいる地域によって差別してはならないことは当然であり、憲法13条は全て国民は個人として尊重されると基本理念を宣言し、憲法第14条では全て国民は法のもとに平等であって人権、信条、性別、社会的な身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されないと法のもとの平等を保障しています。部落問題を特別扱いするのではなく、人権尊重と民主主義の教育、啓発、相談は憲法に基づいて一般施策として行うべきです。

また、マイナンバー関連の予算が含まれております。マイナンバー制度は、徴税強化と社会保障費抑制の手段にしたい国と財界の都合で導入されたものであり、住民にとって何らメリットはないことがカードの発行が増えていないことでも明らかです。

さらに、特別職の職員と議員の期末手当の引き上げがされます。

以上の町民の理解が得られない予算が含まれていることから、反対をいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番藤本傳夫議員。

○1番（藤本傳夫君） 私は、議案第16号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

平成31年度小豆島町一般会計予算は、小豆島町を元気な町にしていくための施策として、健康福祉の町、定住交流の町、産業の町、教育文化の町、行財政改革の推進の5本柱に区分し、多岐にわたる施策を積極的に推進することにより、小豆島の最大の課題である人口減少、少子・高齢化を克服しようとする必要な予算が計上されております。

消費増税2%によりまして、さまざまな福祉の拡充を行うことも行政の目的でございまして、その中に入っております。よって、私は議案第16号に賛成するものであります。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第16号平成31年度小豆島町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第17号平成31年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号平成31年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第18号平成31年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第18号平成31年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして、負担増と差別医療を強いる世界でも異例の医療制度です。保険料の見直しで引き上げが続いています。高齢者の生活を見ると、年金減額、消費税増税、医療や介護の負担増など厳しさを増しています。

そうした中、特例措置で均等割の9割、8.5割の特例軽減が廃止され、7割に戻されます。高齢者の暮らしが厳しくなる中で、こうした負担増を行うことは許せません。本来、国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が高齢者を苦しめております。高齢者の生活や命を脅かす後期高齢者医療保険制度そのものと軽減制度廃止に対し、反対をいたします。



以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番安井議員。

○11番（安井信之君） 私は、議案第18号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

毎年この時期には言うてますが、後期高齢者医療制度というのは国保を守るためにできた制度だと思っております。医療費の高い高齢者にとって、ここに入っとることによって国保財政が大変窮屈なものになったと思っております。また、後期高齢者医療の保険ですが、毎年そう上がるものではないです。今までに上がったのが1回だけだったと思います。そういうふうな制度で安定した制度だと思っておりますので、私は議案第18号について賛成します。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第18号平成31年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第19号平成31年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号平成31年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号平成31年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号平成31年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第21号平成31年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号平成31年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第22号平成31年度小豆島町介護保険施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号平成31年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第23号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第24号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第25号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第26号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第27号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第28号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第29号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第30号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第31号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第32号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第33号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第34号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第35号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
議案第36号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第23号から議案第36号農業委員の任命につき同意を求めることについては相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第23号から議案第36号農業委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町農業委員会の委員は、平成31年3月31日をもって任期満了となります。そのうち、11名の方には引き続き、また3名の委員がご勇退されましたので、新たに3名の方を農業委員に任命したいと考えております。つきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） それでは、議案第23号から議案第36号まで、小豆島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

追加上程議案集は1ページから28ページまででございます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

下段の根拠法令第8条第1項にありますとおり、農業委員は農業に関する識見を有する

など、その職務を適切に行える者のうちから議会のご同意をいただき、町長が任命することとされております。

小豆島町農業委員会の委員等の定数条例に基づき、平成31年1月9日から同年2月8日までの間、農業委員の募集を行いましたところ、定数14名に対し同数の推薦が各地区からございました。いずれの方も、農業に対する識見があり、地域の実情にも詳しい方として農業委員に適任であると判断しまして、その任命についてご同意をお願いするものでございます。

また、任命に当たっては、先日の議案第12号により議会のご同意をいただいた認定農業者等または認定農業者等に準ずる者が定数に対して過半数を占めなければならない要件と、農業に利害関係を有しない者を含まなければならない要件、この2つにつきましても、認定農業者等が6名、準ずる者が4名、農業に利害関係を有しない者が2名とその要件を満たしております。

なお、法の第10条で、任期につきましては平成31年4月1日から3年間となっております。

それでは、議案に沿いまして任命予定者の方を読み上げてご説明させていただきます。

まず、1ページ、議案第23号になります。藤本龍男氏ですが、アスパラガスやラナンキュラスとオリーブ栽培を営む認定農業者で、現農業委員でもあられます。再任となります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） 今、課長のほうから説明ありましたが、認定農業者等となりますが、この等はどういう意味を有しているのでしょうか。

それから、利害関係を有しない、具体的にどういうふうな方、農業はしてないというふうな感覚、家庭栽培をしても農業ではないとかいう、そういうふうな感じのものか。

それから、認定農業者に準じる者、どういったものが上げられるのかを説明いただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） まず、認定農業者等でございますが、こちらの法人の代表者とかも含まれますので、認定農業者とあと等で法人が含まれるという形で認定農業者等となっております。

あと、準ずる者に関しましては、その認定農業者からのかれた、計画は出さずにのいた場合とか、そういった方とか、あと町の基本構想にあるんですが、就業時間のほうが年間

2,000時間を超えて農業所得は310万円程度、この条件をクリアされてる方とか、そういった方とかが準ずる者に入ってくるような形になります。

利害関係につきましては、農家でない方、10アールを超える方が農家になるんですが、その要件に入っていない農家でない方を今回お二人入れさせていただいています。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第23号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

次、議案第24号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 続きまして、3ページのほうをお願いします。

議案第24号になります。藤本信悟氏でございますが、元JAの農業共済連合会香川県本部長の職にありました。農業に精通された方で、農業に利害関係を有しない者として推薦していただいております。現在も職務代理者として就任もされています。この方も再任になります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第24号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第25号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 続きまして、5ページのほうをお願いします。

議案第25号になります。九野賢輔氏でございます。この方は、農業委員を4期務められ、そのうち2期については前会長を務められています。あと、栽培されているのはアスパラ、野菜、水稲などを栽培されてる農業者になります。この方も再任になります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第25号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第26号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 続きまして、7ページになります。

議案第26号、八木宏和さんになります。八木宏和氏は、オリーブを栽培されている認定農業者になります。また、現農業委員さんでもあります。この方も再任です。よろしくお願いします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第26号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第27号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 続きまして、9ページになります。

議案第27号、今城実さんです。今城実氏は、オリーブの育苗と栽培、こちらの両方を営む農業者で、現農業委員になります。こちらの方も再任になります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今城さんの後に認定農業者とか準じる者とか、そういう括弧書きがないんですけれども、どうなんですか。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） こちら、括弧書きで記載させていただいてるのが大体認定農業者等の方、また認定農業者に準ずる方、そして利害関係を有しない方が該当する場合は入ってるんですけど、この方と高橋さんとお二人はその3つの要件のどれにも入っていないので、今回農業者というだけの表示の意味合いで今回入れさせていただいてます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第28号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 続きまして、議案集の11ページになります。

議案第28号になりますが、谷岡潤三さんです。谷岡潤三氏は、元農協の職員で、水稻栽培を営む集落営農組織の代表者であり、現農業委員でもあります。こちらの方も再任になります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第29号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 続きまして、13ページになります。

議案第29号です。高橋武司さんですが、高橋武司氏は、元農協の職員で集落営農組織の役員もされてます。また、現農業委員さんになられます。こちらも再任となります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 先ほどの方とこの方は集落営農組織、どのような具体的な名前なんですか。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 高橋さんのほうは、空条地区のほうの米のほうの集落営農の組織になります。そして、谷岡さんのほうは川西地区、こちら米のほうの集落営農をされてる方の代表者になります。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 米の集落営農組織があるんですか、草壁で。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 草壁地区、神懸通地区で2地区されてます。前回、予算委員会のときにやられてた草刈りの集団でやる分とか、あと川西のほうでは柵のほうも取り組まれSてやられております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第30号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 15ページになります。

議案第30号です。古川安則さんですが、古川安則氏は水稲とイチゴ栽培を営む認定農業者でございます。また、現農業委員でもあります。こちらの方も集落営農組織の代表者をされてます。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第30号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第31号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 17ページのほうになります。

議案第31号です。秋長正幸さんですが、秋長正幸氏は認定農業法人になります。こちらのほう、アグリオリーブ小豆島の経営者でございまして、現在農業委員会の会長にも就任されております。こちらも再任となります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第31号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第32号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 続きまして、19ページになります。

議案第32号、徳本修さんです。徳本修さんは、酪農を営む認定農業者になります。また、この方も現農業委員さんで再任となります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第32号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第33号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 続きまして、21ページになります。

議案第33号、三宅徳昌さんです。三宅徳昌さんは、イチゴ栽培を営む認定農業者でございます。また、現農業委員さんで、こちらの方も再任になります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第33号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第34号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 続きまして、23ページになります。

議案第34号ですが、岡秀安さんです。岡秀安さんは、元香川県農地機構のほうの担当職員でございます。農業に利害関係を有しない者として今回推薦されてきております。この方は新任になります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第34号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第35号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 続きまして、議案第35号、25ページになります。

大下司さんです。大下司さんは、元消防の職員で、水稻栽培を営む集落営農組織の代表者であり、認定農業者等に準ずる者として今回ご推薦いただいております。新任になります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第35号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

議案第36号農業委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 27ページになります。

議案第36号、向井亮二さんですが、向井亮二氏は露地野菜及び露地果樹を栽培されておる認定の新規就農者になります。認定農業者に準ずる者として今回地区のほうからご推薦いただいております。この方も新任になります。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） この略歴の中の26年3月からの有限会社三皿園ですか、これはど

こにある企業。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） この方、最初移住してこられて誠耕園で働かれておられて、それから農業のインターンを利用されまして、そこで研修されたのがこちらの高松のほうだったと思いますが、ちょっと地域まではっきり覚えてないんですが、そちらのほうで研修されて帰ってきて認定新規就農者でここで計画を出されて、町のほうから承認されてるような形となっております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第36号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号農業委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第37号 小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、議案第37号小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第37号小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、道路占用料を徴収するに当たり、その額を道路法施行令に準拠した額に改定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第37号小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条

例についてご説明申し上げます。

上程議案集の29ページをお願いいたします。

この条例改正につきましては、工作物などが道路を占用する際に徴収する料金について改正を行うものでございます。この道路占用料につきましては、道路法第39条の規定に基づきまして、道路管理者は道路の占用について占用料を徴収することができることとされております。町道につきましては、道路管理者である町、地方公共団体が条例で定めることとなっております。この占用料、いわゆる料金でございますが、道路法施行令に準拠し、改定する必要がありますことから、今回道路法施行令にあわせて徴収料金を改定するものです。改定は、新旧対照表のアンダーラインのとおりでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は2時とします。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時00分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き議会を開きます。

~~~~~

日程第6 議案第38号 平成30年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第39号 平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）

日程第8 議案第40号 平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第
2号）

日程第9 議案第41号 平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長(谷 康男君) 次、日程第6、議案第38号平成30年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)から日程第9、議案第41号平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)まで関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(松本 篤君) 議案第38号から議案第41号平成30年度小豆島町一般会計及び特別会計の補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第38号平成30年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)につきましては、一般会計において2,497万5千円を減額補正しようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、議会費183万2千円の減、総務費5,723万6千円の減、民生費1,301万2千円の減、衛生費1億3,537万円の増、農林水産業費1,031万5千円の減、商工費929万7千円の減、土木費1,021万円の増、消防費853万4千円の減、教育費7,594万4千円の減、災害復旧費561万5千円の増となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明します。

なお、議案第39号国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第40号介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第41号介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)につきましても、担当部長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷 康男君) 日程第6、議案第38号平成30年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)の説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長(大江正彦君) 議案第38号平成30年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の31ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,497万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億5,312万3千円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費を35ページの第2表繰越明許費のように定めるものでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。36ページの第3表地方債補正のように変更を行

うものでございます。

35ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

記載のとおり、15の事業について繰り越しを行うものでございますが、このうち1番目の会計年度任用職員制度導入事業200万円につきましては、現状把握及び事前の検討などに不測の日数を要しましたので、委託費の繰り越しを行うものでございます。

2番目の町勢要覧作成事業328万4千円につきましては、構成内容に合わせた素材の収集や撮影、取材等に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものでございます。

3番目の瀬戸内国際芸術祭推進事業1,580万円につきましては、作品制作が開幕直前までかかる見込みとなりましたので、関係する経費の繰り越しを行うものでございます。

4番目のプレミアム付商品券事業165万円につきましては、国の2次補正によりまして、準備経費の一部について補助の内示がございましたので、今回の補正で予算計上した上で全額繰り越すものでございます。

5番目の最終処分場整備事業2,402万5千円につきましては、工事の発注方法や工法の選択などに不測の日数を要しましたので、委託費等の繰り越しを行うものでございます。

飛びますが、12番目の苗羽地区防火水槽整備事業1,200万円につきましては、財源となります辺地対策事業債の確保に不測の日数を要しましたので、発注時期が遅れ、年度内完了が見込めなくなったものでございます。

残りの9つの事業につきましては、建設事業に係る追加内示、また関係機関や地元関係者との調整、用地取得や施工現場の地盤改良などに不測の日数を要したため、それぞれ年度内の工事完了が見込めなくなったものでございます。

次に36ページの第3表地方債補正をお願いいたします。

今回の地方債補正につきましては、追加はございませんで、全て実績見込み等による限度額の変更でございます。限度額を全体で2,980万円の減額とするものでございます。

なお、地方債種別ごとの変更額は、過疎対策事業債1,430万円の減、辺地対策事業債120万円の減、合併特例債1,430万円の減となったところでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

補正予算説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

12款1項2目1節農業費分担金150万円の減につきましては、県営中山間地域総合整備事業につきまして、今年度の事業内容が町の施設部分の測量試験費のみとなったことか

ら、地元分担金が不要となったものでございます。

同じく2項1目1節総務管理費負担金1万9千円の減につきましては、旧内海庁舎解体撤去事業の設計委託料のうち、旧内海分署部分の精算による小豆広域負担金の減でございます。

同じく5目1節小学校費負担金36万3千円の減につきましては、池田放課後児童クラブの利用児童数の減による保護者負担金及びスポーツ安全保険負担金の減でございます。

14款国庫支出金から次のページの中段にかけましての15款県支出金につきましては、各種の給付費や事業の精算見込み、追加内示等による国庫支出金の増または減でございます。

16款1項2目1節利子及び配当金125万8千円ですが、こちらは説明欄記載の3つの基金利子の決算見込みによる増でございます。

17款1項4目1節小学校費寄付金11万8千円につきましては、苗羽小学校に対して2件9万8千円、池田小学校に対して1件2万円の寄付がございましたので、これを受け入れるもの、3節就学前教育費寄付金につきましては、池田幼稚園に対して1件1万5千円の寄付がございましたので、これを受け入れるものでございます。

ページ下段の18款1項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整の結果、3,596万3千円の増となったところでございます。

1ページめくっていただきまして、3目1節庁舎整備基金から18目1節文化財保護育成基金繰入金までは、充当事業に係る歳出の精算見込みに連動して、それぞれ減額となったものでございます。

19款1項1目1節前年度繰越金につきましては、前年度決算に基づく繰越金のうち、これまでの補正予算において計上いたしました残額を今回計上したものでございます。

20款5項1目1節集団検診徴収金71万7千円の減ですが、こちらはがん検診受診者数の減によりまして受診者からの徴収金を減額するものでございます。同じく3節雑入150万7千円の減でございますが、説明欄1の配食サービス利用者負担金、説明欄2の生活支援サービス徴収金につきましては、それぞれサービスの提供数、こちらの減による減額でございます。説明欄3の町営住宅入居者敷金につきましては、新規入居者数の増により増額、説明欄4の日本スポーツ振興センター災害給付金につきましては、給付額の実績見込みによる減、説明欄5の保育合宿事業負担金は香川大学教育学部と連携して実施いたしました保育合宿事業に係る大学負担金の精算による減でございます。

歳入の最後になりますが、ページ下段から次のページにかけての21款町債につきまして

は、地方債補正でもご説明したとおり、各充当事業の精算見込みによりまして、それぞれ増額または減額をするものでございまして、町債全体では2,980万円の減額でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

13、14ページをお願いいたします。

今回の歳出につきましては、本定例会初日にご提案いたしまして、2日目にご可決いただきました議案第4号及び議案第5号に基づく特別職や正規職員の人件費及び実績見込みによる臨時嘱託職員人件費の補正、並びに例年同様、各事業の精算見込みによる増減が大半でございます。つきましては、人件費の補正は説明を省略させていただきます。

まず、1款1項1目議会費183万2千円の減につきましては、人件費の補正のほか、9節旅費について、議員視察研修や議長県外出張の精算見込みによる減、13節委託料につきましては、会議録委託料の精算見込みによる減でございます。

1目飛びまして、ページ下段から次のページにかけての2款1項6目財産管理費975万6千円の減ですが、こちらは庁舎や公用車の管理経費について実績見込みにより減額するもので、庁舎の光熱水費が実績見込みで600万円の減となったことが大きな要因でございます。

同じく15、16ページの7目企画費でございます。926万2千円の減でございます。こちらも、各種事業の実績見込みによる減額でございますが、8節報償費の地域振興アドバイザー謝礼が97万円の減、19節負担金補助及び交付金のうち、移住者を対象といたしました民間賃貸住宅家賃助成事業補助金の実績により550万円の減、協働のまちづくり補助金も実績によりまして90万円の減となったことが主な要因でございます。

同じく8目情報管理費195万7千円の減ですが、こちらも行政ネットワークシステム等の管理運営に関する実績見込みによる減額でございます。12節役務費で、ネットワーク回線利用に係る通信運搬費が75万2千円の減、13節委託料におきまして、庁舎統合による保守対象機器の見直しに伴い、電算システム保守料が87万4千円の減となったことが主な要因でございます。

同じく14目公共交通対策費437万円の減でございますが、こちらも町営バスの運営経費、小豆島オーリーブバスへの支援などの実績見込みによる減でございます。小豆島オーリーブバスの利用客増加等に伴う経営改善によりまして、運営費負担金が220万円の減、高校通学定期購入費補助金の実績見込みにより100万円の減となったことが主な要因でございます。

同じく16目財政調整基金費126万8千円の増ですが、こちらは財政調整基金及び減債基金の利子収入額の確定に伴い、利子積み立てを増額計上するものでございます。

同じく17目庁舎建設費408万7千円の減ですが、こちらは庁舎移転業務委託料や池田保健センター改修工事、池田庁舎解体工事などの実績見込みによる減でございます。

1ページめくっていただきまして、同じく18目文化芸術振興費42万4千円の減でございます。こちらは、三都半島アートプロジェクト事業の実績見込みによる減額を計上するとともに、瀬戸内国際芸術祭実行委員会が設置する作品に対する制作負担金の確定や各種経費の現時点の見込みによりまして、各節間の組み替えを行ったものでございます。なお、経費の一部については4月26日開幕まで作品制作が続いてまいりますことから、繰り越しをお願いしております。

同じく20目プレミアム付商品券事業費165万円の増ですが、こちらは本年10月の消費増税に伴います低所得者、子育て世帯対策として実施されるプレミアム付商品券事業につきまして、国の2次補正により準備経費の一部に対する補助の内示がございましたので、事務打ち合わせ旅費及び電算委託料を計上し、全額繰り越しを行うものでございます。

次に、2項1目税務総務費179万4千円の減でございますが、こちらは人件費の補正のほか、電算委託料と不動産鑑定料の実績見込みによる減でございます。

ページ下段から次のページにかけましての3項1目戸籍住民基本台帳費564万6千円の減でございます。こちらは、人件費の補正のほか、マイナンバーカードの旧姓併記に関するシステム改修が一部来年度実施に変更になったことに伴う委託料の減、またマイナンバーカードの発行枚数の実績見込みによる地方公共団体情報システム機構交付金の減でございます。

1目飛びまして、3款1項1目社会福祉総務費310万3千円の減でございますが、こちらは人件費の補正のほか、福祉のまちづくり支援事業補助金の申請団体の減、及び保健・医療・福祉関係職修学資金貸付金の貸付者数の変動による減でございます。

同じく2目高齢者福祉費1,857万6千円の減でございますが、こちらは人件費の補正のほか、各種サービスの利用者の変動により、配食サービス事業委託料が100万円の減、老人保護措置委託料が280万円の減、介護保険事業特別会計への繰出金が1,123万7千円の減となったことが主な要因でございます。

1目飛びまして、次のページの5目障害者福祉費1,730万4千円の増でございます。こちらは、8節報償費から13節委託料に計上しておりました障害者福祉の人材確保に向けたPR事業や就労相談会の開催、先進地視察も含めた調査研究事業がトータルで408万9千

円の減となった一方、障害者福祉サービス、障害児通所サービス等の支給件数及び支給量の増加見込みによりまして、20節扶助費が1,692万1千円の増、また前年度の実績精算によりまして、国庫支出金の返還金447万2千円を計上したところでございます。

1目飛びまして、7目社会福祉施設費256万2千円の減は、人件費の補正のほか、3つの隣保館が合同で実施いたしております視察研修が台風により中止となったことに伴う旅費の減でございます。

同じく8目地域包括ケア推進費105万円の減につきましては、13節委託料の2つの事業及び20節扶助費の通院困難者支援費の実績による減でございます。

1目飛びまして、次のページの2項2目児童措置費444万円の減でございます。こちらは、人件費の補正のほか、20節扶助費の児童手当の実績見込みによる給付金の減でございます。

次に、4款1項1目保健衛生総務費156万1千円の減でございますが、こちらは人件費の補正のほか、妊娠届け出数の減少や早産等に伴いまして、妊婦、乳幼児健診の委託料を減額するものでございます。

同じく2目予防費261万3千円の減でございます。こちらは、がん検診受診者数の実績減に伴いまして、がん検診等委託料を減額するものでございます。

同じく3目環境衛生費716万5千円の減でございますが、こちらは人件費の補正のほか、合併処理浄化槽設置整備事業の実績による減でございます。

同じく4目環境保全費151万9千円の減ですが、こちらは老朽危険空き家等除却支援事業の実績による減でございます。

1目飛びまして、2項2目塵芥処理費197万4千円の減につきましては、実績見込みによる作業員賃金の減及びクリーンセンターとリサイクルセンターの管理運営に対する小豆広域負担金の精算による減でございます。

2目飛びまして、次のページの4項1目病院費1億5,040万2千円の増でございます。まず、19節負担金補助及び交付金、説明欄1の地方交付税精算負担金41万5千円につきましては、普通交付税の救急告示病院分が小豆島町に一括算入されておりますため、精算によりまして土庄町分を同町に対して支出するものでございます。説明欄2の医療機器等整備事業負担金153万6千円は、事業の精算によりまして2町の負担割合に応じて小豆島中央病院企業団に支出するものでございます。24節投資及び出資金1億4,845万1千円につきましては、小豆島中央病院企業団の経営支援のため、負担割合に応じて土庄町とともに出資を行うものでございます。

次に、6款1項1目農業委員会費は、人件費の補正のほか、農業委員等の研修旅費の精算でございます。

1目飛びまして、農業振興費116万1千円の減でございます。こちらは、棚田作業員賃金や費用弁償の精算のほか、19節負担金補助及び交付金、説明欄1の基礎知識取得支援補助金10万円の減は、かがわアグリ塾旅費の補助でございますが、その実績による減でございます。説明欄2の農業次世代人材投資事業補助金75万円の減につきましては、新規就農者の収納時期が遅れたことによる減でございます。

同じく4目園芸振興費226万2千円の減でございますが、こちらは19節の説明欄に記載のとおり、それぞれの事業の実績による精算でございます。

ページ下段から次のページにかけましての5目農地費143万円の減でございます。こちらは、15節工事請負費120万円の増となっておりますが、蒲野沖田農道整備工事において追加工事が発生したことによる増でございます。19節負担金補助及び交付金263万円の減は、県営中山間地域総合整備事業及び単独県費土地改良事業の精算によるものでございます。

1目飛びまして、オリーブ生産費はオリーブ栽培地現地調査委託料の実績による精算でございます。

同じく12目有害鳥獣対策費1,603万1千円の減は、鳥獣回収業務の臨時職員賃金の精算、また19節説明欄の各種事業の実績による減でございます。

次に、3項1目水産業振興費329万円の減でございますが、まず9節旅費は先進地研修視察の研修旅費の精算、13節委託料は漁協参加人員の変動などによる海岸漂着物等地域対策推進事業委託料の減、19節負担金補助及び交付金は説明欄記載の各事業の精算でございます。

同じく3目漁港建設費1,550万円の増は、県補助金の追加内示を受けまして、工事請負費の増額計上したものでございます。

1目飛びまして、7款1項2目商工業振興費244万8千円の減は、企業訪問の実績等によるアドバイザー報酬及び費用弁償の減のほか、19節負担金補助及び交付金140万円の減は、新しい産業づくり条例に基づく起業家支援の実績による減でございます。

1ページめくっていただきまして、4目観光施設費350万円の減につきましては、町のほうから小豆島オリーブ公園への委託を予定しておりましたイベント・小修繕や環境保全型農業推進事業について、オリーブ公園の収益で対応したことによる減でございます。

同じく5目オリーブ振興費324万9千円の減につきましては、人件費の補正のほか、オ

リーブトップワンプロジェクトの各種事業、また全国オリーブサミットなどオリーブ植栽110周年記念事業の精算による減でございます。

3目飛びまして、ページ下段の8款2項3目道路新設改良費から次のページの4項2目港湾建設費まではそれぞれ県営事業負担金の精算見込みによる増または減でございます。

5項1目住宅管理費79万6千円の減につきましては、民間住宅耐震診断、耐震改修事業の実績見込みによる補助金の減、及び入退去者の変動により、歳入で増額計上いたしました町営住宅敷金を基金に積み立てるものでございます。

1目飛びまして、9款1項1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金939万3千円の減につきましては、消防職員の人件費の補正のほか、はしご車更新事業の請負差金などによる小豆広域負担金の精算でございます。

同じく3目消防施設費85万9千円の増につきましては、苗羽地区防火水槽整備事業の実績見込みによる委託料の減、及び工事請負費の増でございます。

ページ下段から次のページにかけましての10款1項2目事務局費2,048万円の減につきましては、人件費の補正のほか、事業実績による講師謝礼や補助金の減、給付実績による地域改善対策高校・大学等奨学資金の減、及び貸付実績によります高校・大学育英事業貸付金の減でございます。

1目飛びまして、2項2目教育振興費159万8千円の減につきましては、スクールバスの排ガス装置の交換による修繕料の減、歳入で計上した寄付金を寄付者のご意向に沿って苗羽小学校及び池田小学校に対する学校振興補助金を計上したほか、給付対象者の減による各種扶助費の減を計上したものでございます。

同じく3目放課後児童クラブ事業費58万3千円の増につきましては、補助基準単価の変動によりまして、内海学童保育センター運営委託料が増となったものでございます。

次に、3項1目学校管理費151万5千円の減につきましては、人件費の補正のほか、パソコン教室のパソコン購入費の実績による減でございます。

ページ下段から次のページにかけましての2目教育振興費216万2千円の減につきましては、生徒が関係する事故数の変動等によりまして、日本スポーツ振興センターからの災害給付金が減、給付対象者の減による各種扶助費の減も合わせて計上したものでございます。

次に、4項1目子育て共育費260万1千円の減につきましては、臨時職員等賃金の精算のほか、講座や研修会、5歳児健診、保育合宿事業などの精算、また19節負担金補助及び交付金の説明欄1は、歳入で計上いたしました寄付金を寄付者のご意向に沿って池田幼稚

園に交付するもの、説明欄2は子育て応援モデル事業の実績による減、23節償還金利子及び割引料は前年度事業の精算による国庫補助金の返還金を計上したものでございます。

2目飛びまして、ページ下段から次のページにかけましての4目保育所費3,981万7千円の減につきましては、人件費の補正のほか、13節委託料では土庄町の保育所への広域入所時の増によります広域入所委託料の増、19節負担金補助及び交付金では入所時の変動によりますせいけんじこども園等施設型給付費負担金の減、23節償還金利子及び割引料は前年度事業の精算による国庫補助金の返還金を計上したものでございます。

5項1目社会教育総務費71万円の減につきましては、人件費の補正のほか、教育支援センター運営費の精算に伴う小豆広域負担金の減を計上したものでございます。

2目飛びまして、4目少年育成費18万2千円の減につきましては、少年育成センター運営費の精算に伴う小豆広域負担金の減でございます。

1目飛びまして、7目文化財保護費157万円の減につきましては、文化財保護審議会の運営や現地調査、古文書調査保存事業、また土庄町と2町で実施しております農村歌舞伎調査事業などの精算による減でございます。

1ページめくっていただきまして、6項1目保健体育総務費31万7千円の減につきましては、人件費の補正のほか、トップスポーツチーム児童・生徒観戦旅費の助成や中山地区のプール廃止の代替措置であります中山こども会活動補助金の実績による減でございます。

2目学校給食施設費126万4千円の減は、人件費の補正のほか、給食配送車両購入事業の請負差金による減でございます。

11款2項1目道路橋梁河川災害復旧費300万円の増につきましては、平成30年7月の豪雨により被災いたしました町道蒲野石場線の災害復旧工事におきまして、掘削土砂の土質が悪いということで流用ができませんで、残土処分等の費用が追加となったため、工事請負費を増額計上したものでございます。

最後になりますが、3項1目観光施設災害復旧費261万5千円の増につきましては、同じく平成30年7月豪雨で被災いたしました小豆島ふるさと村、ふるさと荘北側の法面復旧工事におきまして、地盤が軟弱で地盤改良の必要が生じたため、工事請負費を増額するものでございます。以上、歳入歳出の補正額合計は2,497万5千円の減でございます。以上、簡単ですが、議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） ちょっと3点お尋ねします。

14ページの財産管理費の需用費、光熱水費が600万円減ったということで、これは大きな金額なんですけど、具体的には何がどのように減ったんでしょうか。

もう一つは、18ページの文化芸術振興費ですけども、これ多分作品制作等業務委託料が減って芸術作品制作費負担金が増えてて、具体的な中身を教えてください。

それと、28ページの水産業振興費の委託料で、海岸漂着物等地域対策推進事業委託料が減っている、これも具体的な中身を教えてくださいましたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） まず、財産管理費の需用費、光熱水費ですけども、当然光熱水費ですから、電気、ガス、水道になりますけども、メインが電気になります。当然、庁舎がこの庁舎に移って1年目ですので、当初の病院、老健の施設、それから計算してというか、大体というところちょっと語弊がありますがですけども、初めてですので数字を入れてまして、それが大きく少なくて済んだということで、電気代が約3,500万円程度を見ておりましたけども、まだ完全に終わってないわけですけども、3千万円をちょっと切るぐらいで電気代が済むのではないかなと予測してますので、そこで大きく光熱水費がマイナスになっております。以上です。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 18節の文化芸術振興費に対するご質問でございますけれども、当初から当町の方針といたしまして、実行委員会が前回町のほうに出していただいた作品制作費の範囲内で当町も今回も負担しますといったことを申し述べておりました。それは、三都半島の各作品の制作費と既存作品のメンテナンス料、それと実行委員会への委託料なり負担金を合わせて前回並みの約2千万円程度の作品制作に関する費用を負担するという方針でございました。当初予算で委託料で300万円ほど実行委員会から負担を求められることを想定して計上しておりましたが、実行委員会からの作品制作に係る作品がほぼほぼ外国人ということで、非常に高額になった関係がありまして、実行委員会のほうから500万円を負担してほしいといったようなお話が年明け2月にございました。いろいろ当町も作品制作費とメンテナンス費用、これを含めてどこまで出せるのかといったような検討をした結果、500万円まででしたら当町が最初から出してた方針の範囲内でおさまるといったようなことで、500万円を負担金としてお出しするというので、実行委員会と決着したところでございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 海岸漂着物等地域対策推進事業委託料の減でございますが、こちらのほうは両漁協の漁船が全部出た場合で当初700万円を予定していたんですが、その期間中出れない船とかも出てきますので、そのための出船数の減による今回減額補正させていただいてます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 15ページの庁舎建設費のところ、池田保健センターの改修工事あたり、委託料とか工事費、また新年度の予算には池田保健センター改修工事、また旧解体工事とか出てますけど、これ庁舎が変わりまして1年近くになりますけど、各課等で不便だなというふうな点が出てきたら改修するような予算は、新年度も今回の補正予算にも何もそういうような項目は上がってないですけど、これはどういうふうな考えでおいでますか。このままで、もう当初の設計図どおりのことができて、ふぐあいが出てきたというのはもうないんですか、これ。そのあたり、また補正で上げるということなんですか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 30年度で若干ふぐあいがあるようなところは、庁舎建設費の残金で対応はいたしております。31年度以降には、おっしゃるように特に大きな金額は置いてませんので、現在のところは大きな不備についてはもう30年度の残額で対応はできたのかなと思ってます。ただし、これは今の状況ではっきりしませんけども、機構改革を31年度にするということでございますので、それに伴いまして内部の改修というか、課の配置がえというようなことが万が一出てきますと、それについては補正で対応させていただくということになる可能性もございます。また、そのときにはご審議いただくようになると思いますので、その場合にはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号平成30年度小豆島町一

般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第7、議案第39号平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第39号平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の37ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,102万9千円とするものでございます。

今回の補正は、小豆島中央病院が実施している健康管理事業に対し、特別調整交付金が増額される見込みであることから、所要の補正を行うものでございます。

これらの内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の45、46ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金でございます。小豆島中央病院が実施している在宅ケア事業と生活習慣病教室の健康管理事業に対して交付される特別調整交付金を198万5千円増額するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

47、48ページをお願いします。

7款諸支出金、3項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金198万5千円でございます。歳入で申し上げました特別調整交付金を事業の実施者である小豆島中央病院に交付するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第39号平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第8、議案第40号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第40号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の39ページをお願いします。

第1条は、既定の額から歳入歳出それぞれ5,700万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ20億7,354万7千円とするものでございます。

今回の補正は、介護給付費、地域支援事業費の増減のほか、事務費等について所要の補正を行うものでございます。

その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の53、54ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金942万5千円と2項の国庫補助金、1目調整交付金631万2千円は介護給付費の減少に伴う国庫負担金等の減額でございます。

次の2目総合事業調整交付金80万5千円と3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）194万円は、地域支援事業費の減少に伴う国庫補助金の減額でございます。

次の6目保険者機能強化推進交付金は、市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために創出されたもので、320万円が新たに交付される見込みとなったものでございます。

4款支払基金交付金につきましても、同様に介護給付費の減に伴い、1目介護給付費交付金を1,620万円、地域支援事業費の減に伴い、2目の地域支援事業交付金を261万9千円減額するものでございます。

5款県支出金につきましても同様に、介護給付費の減に伴い、1項1目介護給付費負担金を1,007万5千円、地域支援事業費の減に伴い、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を121万2千円減額するものでございます。

次の3目介護保険事業費補助金は、介護職員の資格取得のための初任者研修、実務者研修の助成事業に対して交付を受けるもので、指定研修機関が定める受講費の低下により、助成額が減少する見込みのため、補助金を37万5千円減額するものでございます。

同様に、町の負担につきましても、7款繰入金において介護給付費の減に伴い、1項1目の介護給付費繰入金を750万円、地域支援事業費の減に伴い、2目の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を121万2千円減額するものでございます。

次の5目その他一般会計繰入金、1節事務費等繰入金につきましては、介護認定調査事業等に不用額が生じる見込みから、252万5千円を減額するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

55、56ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金の離島サービス確保対策事業助成金は、歳入で申し上げました介護職員の資格取得に係る研修費の単価が低下したことに伴いまして、助成額が減少する見込みとなったため、50万円を減額するものでございます。

次の3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、19節負担金補助及び交付金は介護認定審査会の運営に係る小豆広域行政事務組合の負担金でございます。審査件数の減少に伴い、38万9千円を減額するものでございます。

次の3項2目認定調査等費でございます。4節共済費と7節賃金は、認定調査員の人件費に係るもので、それぞれに不用額が生じることから、減額するものでございます。12節の役務費につきましては、認定期間の見直しにより、認定申請件数が減少したことに伴い、主治医意見書手数料を100万円減額するものでございます。

次に、2款保険給付費につきましても、サービスの利用の増減に伴い、それぞれ所要の補正を行うものでございます。

1項介護サービス等諸費、1目の居宅サービス給付費は地域密着型サービスの利用の減により800万円を減額、2目の施設サービス給付費は直営の特別養護老人ホームが満床となるのに時間がかかりましたことから、5,200万円を減額するものでございます。

3項1目高額サービス費は、自己負担額に所得に応じた上限を設けることで利用者の負担を軽減するもので、不用額が生じる見込みから、250万円を減額するものでございます。

次に、次ページにかけての4項1目高額医療合算介護サービス費は、介護と医療を合わせて利用した場合に自己負担が著しく高額となった人の負担を軽減するもので、予算に不

足が生じたことから、50万円を増額するものでございます。

5項の特定入所者介護サービス等費は、宿泊サービスに係る低所得者の食費と居住費の負担を軽減するものです。

1目は要介護認定者、2目は要支援認定者を対象として実施するものですが、予算に過不足が生じたため、1目を250万円増額し、2目を50万円減額するものでございます。

次に、3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費でございます。こちらは、要支援者やそのおそれのある人を対象に、13節委託料において、軽度の家事支援サービスや運動教室、配食サービス、また19節において介護保険の訪問介護、通所介護に相当する事業を実施しております。これらの事業に過不足が生じたため、13節委託料を1,020万円減額し、19節を50万円増額するものでございます。

次に、4款の基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金でございます。介護給付費と地域支援事業費が見込みを下回ったことから、これらの不用となった給付に要すべき保険料1,560万円を基金に積み立てるものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第40号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第9、議案第41号平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容の説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第41号平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の41ページをお願いします。

第1条は、既定の額から歳入歳出それぞれ680万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7,081万1千円とするものでございます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費等の補正でございます。

その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の63、64ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

1款サービス収入、1項2目1節の居宅介護サービス費収入は、要介護認定者に係る訪問介護収入でありまして、220万円の減額でございます。これは、サービス利用者及び訪問介護員の減に伴い、要介護認定者に係る訪問介護収入を減額するものでございます。

次の2項1目1節訪問型サービス事業費収入は、要支援認定者に係る訪問型サービス収入でございます。150万円の減額となっております、1項と同様、サービス利用者の減少に伴うものでございます。

5款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金は310万円の減額でございます。これは、人件費の減額に伴い、その財源となる財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

65、66ページをお願いします。

1款サービス事業費、1項1目居宅介護支援事業費は185万円の減額でございます。2節給料と19節の退職手当負担金は事務職員の昇格に伴う増額でございます。4節共済費、社会保険事業所負担金と7節賃金は嘱託のケアマネジャー1名を雇用する計画としておりましたが、職員確保が本年1月となったことから、9カ月分を減額するものでございます。

次に、2項1目訪問介護事業費は495万円の減額でございます。嘱託の訪問介護員1名の退職及び登録ヘルパーの訪問回数減少により、4節共済費、社会保険事業所負担金と7節賃金をそれぞれ減額するものでございます。また、19節の研修負担金2万円の増額は、運営基準を満たすために必要なサービス提供責任者の資格を得るための受講費用でございます。以上、簡単ではございますが、議案第41号平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 発議第1号 小豆島町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、発議第1号小豆島町議会傍聴規則の一部を改正する規則について提案理由の説明を求めます。6番中松議員。

○6番（中松和彦君） 議会上程議案書の6ページをお開きください。

発議第1号小豆島町議会傍聴規則の一部を改正する規則について。

会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、提出いたします。平成31年3月22日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員中松和彦。賛成者、小豆島町議会議員森口久士、同安井信之。

提案理由としましては、個人情報保護の観点から、傍聴の受け付けについて複数人が1枚の用紙に記入する傍聴人受付簿から1人につき1枚の用紙に記入する傍聴人受付票に改めようとするものであります。

新旧対照表の右側の改正前にありますように、第2条の傍聴人受付簿を左側の改正後の傍聴人受付票に改めるものでございます。

附則として、平成31年4月1日からの施行とするものです。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） この発議に関しては、問題はないと思うんですが、確認をしたいと思います。

この傍聴人受付簿、従来のもので傍聴に来られた方と受付簿のつけ合わせ等を行っているかどうか、その辺は質問してもいいかな、ですね。

○議長（谷 康男君） 事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 傍聴人につきましては、基本的に受け付けをしてから傍

聴に来ていただくというような流れになってございます。ですので、今までそれについて特に確認等はしてございません。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） わかりました。

先日の第3日目の一般質問のときに、名簿にないのに傍聴に来られた方がおいでました。私の近くの方ですからわかります。再確認しましたが、名簿にはありませんでした。そんなところで、これは提案なんですけど、3階の議場に入ってくるエレベーターのところに受付場所を置いて確認というか、記入してもらおうというふうな方法のほうがそういったおそれがないと思いますが、今後検討していただきたいと思います。

参考ですが、土庄町の場合は議場の入り口に職員が常に1人常駐しております、机を置いて。そこで受け付けをして、番号札を渡して議場の中に入場させております。退場するときにはその番号札を返すというふうなことはしてありますが、そこまでする必要はないかと思いますが、そのあたりは検討いただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 議会事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 大川議員のご提案でございます。

議会事務局職員は3名ということでございますので、議会事務局だけでは多分対応はできないと思われまますので、執行部とも協議させていただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。

これから採決をします。

発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号小豆島町議会傍聴規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

日程第13 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11から日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第11から日程第13を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長及び特別委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成31年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり、ご苦労さまでした。

閉会 午後3時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員